

武家故実の地方展開に関する一考察(1)

— 小笠原家の豊後下向とその契機 —

武 田 信 也

はじめに

武家故実家としての小笠原氏研究を概観すると、まず二木謙一氏が室町幕府における武家故実形成に関与したのは、通説の信濃小笠原氏ではなく、足利將軍に近侍した奉公衆の京都小笠原氏である^{〔1〕}と再確認した事が挙げられる。

また、武家故実の地方展開を研究している米原正義氏は、京都小笠原氏について足利義植・義澄の争いの中で「没落した存在^{〔2〕}」として触れている。

一方、佐藤博信氏は、中丸和伯氏が指摘した、後北条氏の所領役帳に現れる伊勢・小笠原など幕府下向衆の、時代による役割の変遷について「かれらが、京都との折衝等に大いに活躍したことは推測されるし、その吏僚的側面は後北条氏が「公的秩序の総体」を形成して行く際、重要な役割を果たしたことは想像に難くない^{〔3〕}」としている。後北条氏の権力編成にかかわった小笠原家については、佐藤氏、米原氏によって一定の役割が推察されるが、関東の小笠原家に比べて、豊後へ下向した小笠原家については、未だに故実伝授という藤直幹氏の所説^{〔4〕}をひく段階に認識が止まっており、本格的な検討がなされていない。

故実書等の研究手法に関しては、桑山浩然氏が室町幕府の引付史料研究^{〔5〕}において史料群として残るものを観察し史料の相互関係や特質を抽出する視点を提示しているが、作成背景への着目等その視点や研究ノウハウには学ぶべき点が多い。

私が検討しようとする時代は、中央では將軍職を巡って足利義植・義澄が抗争を繰り広げた永正年間から將軍足利義晴の大永・天文年間に至る時代であるが、福田豊彦氏や、設楽薰氏によって、足利義植・義澄が抗争した時期の奉公衆、將軍近臣の動向については多くの知見を得られるようになった⁽⁶⁾。また、今谷明氏の「後期室町幕府」の研究に対して、今岡典和氏などから室町幕府の位置付けを巡り反論が提示されるなど、幕府そのものの認識についても議論が活発になりつつある。

大友氏の武家故実導入の問題を考える上で、これまで積極的に検討されなかった小笠原氏について、その出自と中央での動向、下向の契機を検討することにした。

一、豊後大友家における故実伝来と小笠原氏

大友家は、芥川龍男氏の研究に見られるように「鷹狩」⁽⁹⁾について熱心であったことが知られている。しかしながら、その他の武芸に関してもまとまった故実を移入したことは意外に知られていない。『増補訂正編年大友史料』を編纂した田北孝氏は大友家伝来の故実書について、室町幕府の諸制度、行事を取り入れたのは永正から天文にかけての時期としている⁽¹⁰⁾。

現在伝わる大友家関係の武家故実史料の中には、三つの系統を持つ史料群が存在する。その内一つが「柳川大友家文書」として立花家に伝来する史料群である。この史料群には主に小笠原元宗が伝授した故実書が数点含まれている。

「笠懸日記」

永正四年十月十三日の奥書有り。笠懸の馬場の寸法に関する図二枚と、儀礼のための贅に関する記述。明徳年間（足利義満）の笠懸記録を三つ収録。

「法量物事書」

永正四年四月十日の日付有り。的や馬場の基本的な寸法を述べる。

「条々注進状」

永正七年四月十二日の日付有り。大友義長の射術についての質問に対して小笠原元宗が返答したもの。

一方「大友家文書」として伝わる武家故実書群は全部で十二本ある⁽¹²⁾。それらは田北学氏編『増補訂正編年大友史料』に収められている。芥川龍男氏も言及しているが、故実書の大半は永正以降伝来したことが奥書で分かる。これらの本には『群書類従』と同名の本が幾つか見られるので『正・統群書類従』に収められた武家故実書の中で、内容を検討し対照してみた。

史料1 「矢口開之事」(永正五年八月日 八郎光清在判)

『群書類従』(第二十三輯武家部)「矢開之事」に内容似る。

史料2 「小笠原光清犬追物検見」(永正八年三月日 光清口伝)

『群書類従』に類似本無し。

史料3 「射礼私記」(永正十二年一月十一日 八郎光清在判)

『群書類従』(第二十三輯武家部)「射礼私記」に合。

史料4 「小笠原光清手綱秘書」(永正十三年一月二十三日 光清自筆↓徳永加賀守)

『統群書類従』(第二十四輯上武家部)「小笠原流手綱秘書」に合。元本は寶徳二年浄元(小笠原持長)在判。

史料5 「小笠原光清法量物事」(永正十六年八月二十八日 八郎光清在判)

『群書類従』(第二十三輯武家部)「法量物」に対応。元本は応永二十七年成立。

史料6 「矢答并狩詞・挟物事」(永正十七年閏六月十九日 八郎光清在判↓徳永藤右衛門尉宛)

『統群書類従』(第二十三輯下武家部)「挟物之記」に対応。射術に関する要点が抜き出してある。

史料7 「犬追物聞書秘抄」(永正十七年閏六月十九日 八郎光清在判↓徳永藤右衛門尉宛)

『群書類従』に類似本無し。

史料8 「大追物日記」(大永元年十二月二十六日 八郎光清在判↓徳永加賀守宛)

『統群書類従』(第二十四輯上武家部)「大追物草根集」に合。元本は小笠原備前入道浄元。

史料9 「矢廻矢口伝書」(大永二年六月八日 光清より書写↓帯刀親盛、徳永加賀守宛)

『群書類従』に類似本無し。奥書には大神方にて光清書写とあり。

史料10 「随兵日記」(大永三年四月九日 光清↓徳永加賀守宛)

『群書類従』(第二十三輯武家部)「随兵日記」に合。

史料11 「秘聞書条々」(大永三年四月九日 八郎光清)

『群書類従』に類似本無し。奥書には佐賀関に於いて光清書写とあり。

史料12 「大追物口伝日記」(享祿三年三月二十九日 八郎光清在判↓帯刀三郎左衛門尉宛)

『統群書類従』(第二十四輯上武家部)「大追物日記 勢鏡」上下より抜き書き。

『増補訂正編年大友史料』に収められている故実書の中で、七つについて対照することができた。結果、内容が『正・統群書類従』に収載されたものと同一、または類似した物であることが分かった。

対照した『正・統群書類従』所収故実書は、大半が京都小笠原氏(特に小笠原備前守持長)の作として挙げられるもので、史料10の「随兵日記」を除き、大追物等の射術・馬場の寸法等に関する小笠原氏の家伝を解説したものである。

小笠原元宗の伝授した故実書(「柳川大友家文書」)は、馬場の寸法等に関するもので、それに若干の行事記録を載せた程度のものである。それに対し「大友家文書」の故実書は『群書類従』に収められた本と同系統、又はそれに近い本が書写され伝来したものである。それは「日記」とあっても、現代的な意味での行事記録と異なり、射芸の奥義を解説する射術理論書なのである。

これら大半の故実書を伝授したのは、奥書に署名のある小笠原八郎光清である。従ってこれら故実書を大友家に伝授した小

笠原八郎光清は京都小笠原氏の人物と考えられる。

二、小笠原元宗・光清の故実伝授と政治的活動

大別すると、豊後への故実伝授は二つの時期、永正四年から七年にかけての小笠原元宗による伝授と、永正五年から享祿三年に至るまでの小笠原八郎光清による伝授に分けられる。

小笠原元宗の故実伝授が行われたとき、大友家の当主は大友義長であった。

永正四、卯月十七日、於豊州、犬追物手組之事、

備前殿〔大友親治〕

戸次五郎九郎

太神藤四郎

山下五郎兵衛

豊饒孫次郎

小田原十郎

小原四郎左衛門

木上大炊助

小田原藤次郎

小田原五郎三郎

五郎殿〔大友義長〕

陶左近大夫

検見

呼次

小笠原刑部少輔殿

臼杵次郎左衛門

永正四年卯月十七日⁽¹³⁾

永正四(一五〇七)年四月十七日に初めて大友家の当主による犬追物が行われた。元宗の伝授故実には永正四年四月十日の日

一方『系図纂要』「小笠原系図」にはまた異なった系図が伝わっている。⁽¹⁹⁾

『系図纂要』 第十一冊 「小笠原系図」



『群書類従』系図と比べて持長の兄弟に持房、教長などの傍流が見られる等、若干異なる部分もあるが、文亀二（一五〇二）年備前守を名乗る前に亡くなった尚清について、最終官途を民部少輔と記述していることから、⁽²⁰⁾『群書類従』系図に比較して幾分正確を期していると言える。そして八郎刑部少輔元清の嫡子として元宗が系図上に現れている。

京都小笠原氏の傍流である小笠原刑部少輔元宗は、故実を伝授した人物としてだけでなく、足利義澄の使者として豊後に書状を送っている。

諸口之儀相調之間、不日入洛必定候、更不可有猶豫候、前々同時可到手遣之旨、約諾之上者、此時至義興分国急度取懸之、抽戦功者、弥可為神妙候、条々巨細元宗可申候也、

五月十二日

義澄（花押）

大友修理大夫とのへ⁽²¹⁾

この書状は宛所に大友修理大夫とあることから永正七年以降、足利義澄が翌年七月没しているので、永正八年五月の史料である。足利義植・義澄対立の時期、京都奪還に向けて前將軍となった義澄が各地の勢力に合力を求めているが、大友氏に対しては大内氏の分国を攻略することを求めている。書止めに「条々巨細元宗可申候也」とあるように、小笠原元宗が御内書を伝達することがわかる。「大友家文書」には同日付の修理大夫義長宛小笠原元宗書状が残っており⁽²²⁾「追而令啓上候、仍諸口之儀相

調之間、御出張之儀近日ニ必定候、就其急度被成之〔ママ〕 御内書候条、只今下進覽候、(後略)と義澄の出兵要求を伝達しているのである。

永正五年の近江没落以前は足利義澄の御内書を伝達するのは細川澄元(右京大夫)等であったが、近江没落以降は小笠原元宗が大友氏への御内書を伝達している。

尊経閣文庫蔵『不問物語』は、足利義植と、足利義澄の將軍職を巡る抗争を記した「軍記物」の一つである。和田英道氏により翻刻されているが、⁽²⁴⁾「義澄將軍江州御没落事」の部分に、永正五年大内義興と足利義植上洛に際し、近江に没落した足利義澄に従った者として「小笠原刑部少輔・同舎弟又三郎」と小笠原刑部少輔の名がある。永正七年には小笠原元宗が豊後に下向しているが、その背景には足利義澄京都奪還のための出兵督促があった。大友氏は足利義澄に「刀一腰 金鬘斗付 花毘鞍覆 到来、悦喜候、将亦太刀一振 吉房 遣之候」と刀以下進物を行い、⁽²⁵⁾小笠原元宗以下、小笠原又三郎澄長、岩増丸に対しても段子などの進物を届けている。⁽²⁶⁾

このように大友氏は、近江没落以後も足利義澄の勢力と関係を維持していたが、大友氏は結局出兵せず、永正八年七月足利義澄の死と八月の船岡山合戦敗北により義澄派の小笠原刑部少輔家は京都近辺での基盤を失うことになった。

文亀元(一五〇一)年より永正十二(一五一五)年まで、大友氏の当主であった大友義長は、永正八年以前より交渉のあった小笠原刑部少輔家に対し保護を加えた。それは、嫡子大友義鑑に残した家訓として知られる「大友義長条々事書」に「大内高弘・小笠原光清、不慮ニ在国之外聞實候間、別而可為丁寧之事」とあり、⁽²⁷⁾これら二人の待遇について述べられていることから分かる。大内高弘は、大内義興から家督を奪おうとして失敗した人物でこの頃豊後に亡命していた。⁽²⁸⁾同じ「不慮ニ在国」する亡命者として小笠原八郎光清がいる。故実書の中で八郎を名乗る光清は、元宗の嫡子と考えられる。

北部九州を巡って大内氏と対立を続けていた大友氏は、大内氏への対抗上、反大内勢力を支援した。先に足利義澄の勢力と近江没落以後も関係を維持していたことを見たが、それは足利義植將軍への対抗というより、彼を支援し擁立した大内義興へ

の対抗という側面がある。

大友氏の認識としては「大友義長条々事書」にあるように大内高弘も、小笠原光清も反大内勢力として見なされる人物であった。大友氏から小笠原元宗以下小笠原家への進物では小笠原光清の名前はなく、小笠原元宗らとは別行動を取っていたと考えられる。しかし小笠原光清は、一族が足利義澄の勢力に与した小笠原刑部少輔家の出自と立場から、政治的な理由によって足利義植將軍下の中央を離れ豊後に下向することになる。

地方にあって原本に近い武家故実書が豊後には多いことを『群書類従』故実書との対照の中で指摘したが、その大半を伝授した小笠原光清は、元宗等小笠原刑部少輔家の持つ武家故実書を受け継ぎ（又は元宗より相伝を受け）、豊後に持参したものと考えられる。小笠原刑部少輔家の保有していた武家故実書は、光清によって一つの史料群として残り、散逸の危機を免れたのである。

三、中央における小笠原刑部少輔家の動向

小笠原刑部少輔家を含めた京都小笠原氏は、家としては室町幕府の奉公衆の一族であった。奉公衆については福田豊彦氏の詳細な復元がある。⁽²⁹⁾ 番衆と呼ばれた奉公衆の全容を知る史料として「永享番帳」、「文安番帳」、六角征伐の際の「長享番帳」の三つを挙げている。⁽³⁰⁾

小笠原氏は「永享番帳」では「三番衆 小笠原備前入道・民部少輔・刑部大輔・山城入道」とすべて三番衆として記録されるが、「文安番帳」では「三番衆 小笠原備前入道、申次 刑部大輔、詰衆 民部少輔」と職掌分化が見られる。

また長享元（一四八七）年の六角征伐には「長享番帳」に「小笠原備前入道、同又六、小笠原播磨守、同六郎、（中略）小笠原刑部少輔、同八郎、同彌六」とあり、⁽³¹⁾ 小笠原備前守をはじめとして小笠原一族が三番衆として参陣している。

京都小笠原氏には大きく分けて三つの流れがあり、官途名により、本流である備前守と傍流の刑部少輔、兵部少輔が見いだ

せる。番衆には交名のない一族までも六角征伐は動員していた。設楽薫氏は六角征伐の意義について、奉公衆を自己の掌握下に置くために動員を行ったことを理由の一つに挙げているが、小笠原氏についても一族総動員であり、足利義尚がいかに奉公衆掌握に腐心していたかが察せられる。

そして二木謙一氏も指摘するように、文明年間是将軍足利義尚の下で犬追物などの興行が盛んであったが、この事も奉公衆と将軍との結び付きの一端を示していると言えよう。

足利義尚が近江に没して以降、幕府において武芸行事は減少する。将軍足利義材時の武芸行事を抽出したものが次の表1である。

表1 足利義材(義植)将軍時の武芸行事

日 時	行 事	小笠原氏参加者	主 催 者	出 典 史 料
延徳三(一四九一)五・六 七・一六	弓法伝授 庭騎	備前入道政清	幕府行事	蔭涼軒日録
明応二(一四九三)一・一六 二〇	筈懸 的始 犬追物	備前入道政清 又六 備前入道、刑部少輔	幕府行事 幕府行事 幕府(将軍)興行	蔭涼軒日録 蔭涼軒日録 蔭涼軒日録

設楽薫氏の足利義材政権研究では、義材政権の性格として、応仁・文明以前から義視・義材に仕えた人物などを重用し、前代以来の近臣とは疎遠であった事を指摘している。

記録上では幕府(将軍)興行、将軍御成を伴う諸氏の張行は減少し、庭騎、正月的始など元来の幕府年中行事のみが行われていく。それを担ったのは備前守を世襲官途とする京都小笠原惣領家である。刑部少輔等の小笠原傍流は活動の場が見えない。

武芸記録の少なさも、將軍と奉公衆の結び付きの弱さを示している。

次の足利義澄將軍の時期は、今谷明氏の研究に見られるように細川政元が実権を握っており、その下で犬追物が多く行われた(表2)。

表2 足利義澄將軍時の武芸行事

※傍線部は検見を務めた者

日	時	行事	小笠原氏参加者	主催者	出典史料
明応二(一四九三)	七・七	犬追物	備前入道宗信	細川政元興行	蔭涼軒日録
	二七	箆懸	備前入道	幕府行事	蔭涼軒日録
	一一・一六	犬追物	備前入道	幕府(將軍)興行	伊勢家書(後鑑)
文亀二(一五〇一)	一一・二九	犬追物	八郎	伊勢貞宗興行	伊勢家書(後鑑)
永正元(一五〇四)	一一・四	犬追物	刑部少輔	幕府(將軍)興行	伊勢貞助記
	二(一五〇五)	犬追物	刑部少輔	伊勢貞宗興行	伊勢家書(後鑑)
	・一四	犬追物	刑部少輔	伊勢貞宗興行	伊勢家書(後鑑)
	六・一	犬追物	刑部少輔	伊勢貞宗興行	伊勢家書(後鑑)
	八・二一	犬追物	刑部少輔、又次郎	伊勢貞宗興行	伊勢家書(後鑑)
	三(一五〇六)	犬追物	刑部少輔	幕府(將軍)興行	伊勢貞助記

前將軍と同じく当初幕府行事では備前守が射手等を務めるが、『大乘院寺社雜事記』文亀二(一五〇一)年四月三日条に「去月廿二日小笠原死去卅八、自木落故也、爲上意烏子被取云々、鷹飼御用、細川屋形之内事也、不吉事也云々」とあり、備前入道宗信(政清)の嫡子、民部少輔尚清が鷹飼のため登った木から落ち、亡くなってしまふ。

尚清の子息には又六(後の植盛)がいたが、永正元(一五〇四)年以降刑部少輔(元清、元宗系列)の官途名が犬追物張行で頻出し、小笠原惣領家に代わって刑部少輔家が京都小笠原氏を代表するようになる。大友氏への故実伝授が、刑部少輔元宗により行われたのも、この頃小笠原氏を実質的に代表していたからであることに注意したい。

刑部少輔家の人々は、惣領家に代わり自らの基盤を固めることを目指した。『實隆公記』文龜二(一五〇二)年十二月一日条には「禁裏御料所江州舟木庄事、小笠原八郎號三寶院領之由掠給奉書云々」とあり、小笠原八郎(光清力、実名は要検討)が近江国船木庄を押妨することが見える。

また惣領家の知行地であった摂津国木工荘について「小笠原国増〔植盛力〕知行分攝州木工庄事、代々帶御下知、當知行之處、同名刑部〔部〕少輔大心院殿〔細川政元〕様悟〔語〕申、守護代以下申合、押領仕候〔以下略〕」とあり、細川政元、摂津守護代以下と結託し、惣領家の経済基盤の横領を謀るほどであった。しかし、「大心院殿」との記述からも分かるように、永正四年細川政元が暗殺されると、先の所領も惣領家の知行地として承認された。犬追物などの張行も政元暗殺以後は全く記録に残らない。

小笠原氏は全体としては、細川京兆家などと関係を持つことにより家⁴⁰を維持していた。惣領家の死亡により刑部少輔家が台頭するが、細川政元暗殺以後、細川氏同様小笠原氏自体も分裂し、將軍や分裂した細川京兆家との狭い繋がりに依存する状況が推測できる。

四、豊後下向以後の小笠原刑部少輔家と中央との交渉

永正五(一五〇八)年大内義興の援助により前將軍足利義植(材)が上洛、將軍足利義澄は京都を追われた。『不問物語』では小笠原元宗、澄長など足利義澄に従った刑部少輔家の人々を記しているが、義植(材)派制庄下の畿内中央で活動の場はなく、義植將軍重任後は播磨守家(幼名六郎、世襲官途兵部少輔、播磨守)が台頭し、主に射手となる(表3参照)。

表3 足利義植將軍(重任)時の武芸行事

日 時	行 事	小笠原氏	主 催 者	出 典 史 料
永正 六(一五〇九)三・二七	犬追物	六郎	幕府(將軍)興行	伊勢貞助記
五・二一	犬追物	六郎	吉良亭にて張行	伊勢家書(後鑑)
六・一	犬追物	六郎	吉良亭にて幕府興行	伊勢家書(後鑑)
一二	犬追物	六郎	吉良亭にて張行	伊勢家書(後鑑)
七・九	犬追物	六郎	吉良亭にて張行	伊勢家書(後鑑)
七(一五一〇)六・一二	犬追物	六郎	吉良亭にて張行	伊勢家書(後鑑)
・二九	犬追物	六郎	吉良亭にて張行	伊勢家書(後鑑)
八(一五一二)五・二	犬追物	六郎	伊勢貞忠興行	伊勢家書(後鑑)

この時期は、小笠原元宗が度々大友氏に向けて書状を送る時期と合致する。小笠原元宗の大友義長宛書状から元宗の立場を見ると、「御自筆之御状等何も縣 御目候、条々御懇之儀、神妙思召候、自拙〔元宗〕心得候て可令申旨候⁴¹⁾と足利義澄の近くにあつて大友氏の書状を披露し、その返答などの対応を任されていた。

明応の政変により、従来の軍勢力としての奉公衆体制が分裂崩壊する過程について、福田豊彦氏は明応二(一四九三)年の細川政元による足利義植追放以後、奉公衆の定義を「詰衆のごとく日常的に將軍に近侍する小集団を指す用語に変わるように思われる」としているが、小笠原元宗の立場は足利義澄に近侍する詰衆的存在と言える。將軍との個人的な関係を結ぶことで中央での立場を維持して行く事になるが、その依存すべき存在が消滅すれば立場を失うことになる。永正八年七月の足利義澄没と、八月の船岡山合戦での足利義澄派の敗北は刑部少輔家が中央での立場を失う契機であった。

それ以降刑部少輔家の小笠原光清は豊後に下向する。小笠原光清が豊後に下向後京都との交渉に再び現れるのは、足利義澄の遺子義晴が將軍となつてからである。

天文元(一五三二)年に大友義鑑(鑿)は、近江国にあつた將軍足利義晴の京都帰還のため出兵を意図し、進路を阻害する大内氏を牽制するため、安芸国の熊谷氏に書状を送っているが、使者として小笠原刑部少輔(光清)が内容を伝達しているのである。⁽⁸⁾ 船岡山合戦の敗北以降、二十年以上上足利義澄派としての意識、立場を持ち続けていたと言えるだろうが、小笠原元宗の時と比べて小笠原光清の代には京都との交渉に変化が見られる。「大友家文書録」には、大友義鑑が中央との交渉窓口としていた勝光寺光讚を通じて

小笠原刑部少輔方、御一字之儀、并九郎方□□之事被申上候、預御取合候者、可祝着之由候、□□勝光寺可被申候、恐々謹言、

正月晦日〔天文五年〕

義鑑 在判

龍眠庵

諏訪信濃守殿⁽⁴⁾

と小笠原刑部少輔家に「御一字之儀」つまり偏諱拝領と、九郎の件(「大友家文書録」網文は官途の事とする)について取り次ぎを求めた文書が残る。この時の返書は無いが、この動きは

晴御字請 上意之由、小笠原八郎被申候、可然様、御取合肝要候、猶勝光寺可有演説候、恐々謹言、

九月十一日〔天文十一年〕

修理大夫義鑑 在判

謹上 諏訪信濃守殿⁽⁶⁾

と続き、翌年には「小笠原八郎被申請候、晴御字事、依執御申、被染御筆候、御面目至候、殊更御太刀拜領尤目出候」と偏諱と太刀を小笠原八郎は与えられた。この外、小笠原家の方より將軍義晴に対して太刀を進上し、義晴より太刀の返礼を受けたこともあった。⁽⁴⁷⁾

豊後に下向した小笠原家は、当初から単に故実を伝えるために逗留していたのではなく、その下向には中央での政治的な動向が密接にかかわっていた。例えば故実書の一つ「秘聞書条々」奥書には⁽⁴⁸⁾

大永三年卯月九日。光清。徳永加賀守殿。親盛花押、右此さうしハ、御登の時さかのせきニおみて上意をうけ、かぎうつしおく物なり。御はんのものにて候。ひすへし。(中略)いかにせむ、都のそらハ、しのへとも、なれしつくしの、人のわかれを。小笠原九郎殿様、御乗船刻、各々へ被遊遣候なり。さかのせきの御やと、かんぬし所にて、是ハふるさうたにて候也。

大永三年 卯月十日。

とあって、小笠原光清、九郎が佐賀関から京都へ帰還する様子が記されている。大永元(一五二二)年に足利義晴が將軍に就任した事を受けての行動と考えられるが、その後天文年間に大友氏を通じて京都と交渉を持っていることから、京都への帰還は成功せず、再び豊後へ戻ったことになる。

小笠原刑部少輔家は、天文年間の京都との交渉に見られるように、故実家の側面のみではなく、將軍近侍としての意識が強く見られる。しかし、小笠原家の側はそのような意識、立場を持っていても、京都に対しての交渉の経緯を見ると、偏諱拜領にしても全て大友氏を通じて幕府に要請しており、小笠原元宗のように足利將軍と大友氏とのパイプ役を務められなくなっているのが分かる。

先に挙げた福田氏の「詰衆的奉公衆」の定義を考えるならば、足利義晴將軍の体制下においても同様の傾向が考えられる。小笠原光清自身は長く豊後に滞在しており、將軍就任以前も足利義晴に近侍した形跡が見られない。先代の小笠原元宗のよう

に、將軍との個人的な関係を築く機会がなかったために刑部少輔家の中央での立場を回復することができなかったのではないだろうか。

豊後に於ける小笠原家は、中央との折衝役を務められなくなり、佐藤氏、米原氏が指摘したような幕府下向衆の吏僚的側面の一つを早くに失ってしまった。結果として豊後国内では大友氏の客分、又は九州の他地域において武家故実家としての道を歩むことになったと考えられる。

はじめにも引用したが、小笠原家等の「吏僚的側面」は、後北条氏が「公的秩序の総体」を形成する際必要なものであったという佐藤氏の指摘や米原氏の成果に基いて、豊後における小笠原家の下向とその契機の問題を検討して来た。小笠原家が下向した豊後においては、「吏僚的側面」の視点からみると、早くに京都との交渉者としての役割が失われてしまった。

しかし、奉公衆等幕府に多数の人員を動員する体制が崩壊する中で、中央において幕府に参加するという事は、將軍の周囲に近侍する「詰衆的奉公衆」の立場になることを意味していた(ここで詰衆は厳密な意味ではない)。

「詰衆的奉公衆」に立脚した上での中央と地方をつなぐ役割は果たせないものの、幕府も偏諱拝領等を通じて下向者小笠原刑部少輔家を把握していた。ただ中央、室町幕府の側から積極的に小笠原家を活用する様子は見られなかった。明応の政変以後、幕府が局地政権化するという今谷明氏の「京兆專制」・「幕府畿内政権」論に対して、矢田俊文氏は室町幕府の地方における権限縮小と、守護の権限拡大の結果として戦国期の権力をとらえようとしているが、豊後においては地方勢力間の折衝、京都で形成された將軍行事体系としての武家故実伝授など、地方権力側である大友氏が中央の室町幕府よりも、積極的に下向者の小笠原家を活用する様子が見える。

小笠原元宗と、光清では地方との係わり方に大きな差があり、豊後への下向について、単なる武家故実伝授ではない京都小笠原氏の事情というものを、中央の動きを主として考えて来た。先行している後北条氏研究の様に「地方での権力形成に関与」といった積極的な位置付けができるのか検討するためには、豊後において実際に武家故実がどのように展開したのかについて

見て行く必要がある。大友武家故実の実態について次回の論文で検討する。

註

- (1) 二木謙一「室町幕府弓馬故実家小笠原氏の成立」『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年
- (2) 米原正義「武家故実の地方伝播」『國史学』八十二号、一九七〇年
- (3) 中丸和伯「後北条氏と虎印判状」稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年。佐藤博信「関東大草氏に關する考察」『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年。米原正義「室町幕臣の東下り」『戦国織豊期の政治と文化』統群書類従完成会、一九九三年。
- (4) 藤直幹『中世文化研究』河原書店、一九四八年
- (5) 『室町幕府関係引付史料の研究』(昭和六十三年度科学研究費補助金一般研究B研究成果報告書、一九八九年)
- (6) 福田豊彦『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年。設楽薫「足利義材の没落と將軍直臣団」『日本史研究』三〇一号、吉川弘文館、一九八七年。同「大館尚氏(常興)略伝―將軍義晴の登場まで―」註(5)所収。
- (7) 今谷明「室町幕府最末期の京都支配―文書発給を通してみた三好政権―」『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年
- (8) 今岡典和他「戦国期研究の課題と展望」第二章「一五世紀中葉から一六世紀中葉の守護勢力」『日本史研究』二七八号、一九八五年
- (9) 芥川龍男「戦国武将と鷹」『日本歴史』四九四号、一九八九年
- (10) 田北学編『増補訂正編年大友史料 三十』
- (11) (大友文書第十七卷)、(同第十八卷)、(大友記録二十四)『大分縣史料』二十六卷、諸家文書補遺(2)所収。大友氏伝来史料としてこの他に「大友松野文書」もあり、このままでは不十分なためいざれ調査に取り掛かりたい。

(12) 『増補訂正編年大友史料 三十』。芥川龍男「豊後大友氏と諸芸」『戦国史研究』十一号、吉川弘文館、一九八六年。

(13) 『群書解題』十六上・下 武家部解題

(14) 犬追物手組日記「大友家文書録」『増補訂正編年大友史料 十四』(三十八号文書)。「大分縣史料」(31)第二部補遺「大友家文書録」は一部焼損していて、田北氏が田北文書によって復元したものが「大友史料」の手組である。網文があり、「於豊州、犬追物、被執行事、永正年中之事也、至親治、義長朝臣御代、為小笠原刑部少輔元宗朝臣師範、」となっているが、『大分縣史料』と異なる。

(15) (大友文書第十七卷)「柳川大友家文書」『大分縣史料』二十六卷、諸家文書補遺(2)所収

(16) 『増補訂正編年大友史料 十四』(一〇二号)

(17) 『増補訂正編年大友史料 十四』(二〇一、二〇二号)、「柳川大友家文書」(大友記録四)『大分縣史料』二十六卷、諸家文書補遺(2)所収。(以下『大分縣史料』二十六卷とする)

(18) 『統群書類従』第五輯系図部所収

(19) 『系図纂要』第十一冊所収。米原氏も(3)前掲書論文の中で、豊後に下向した小笠原刑部少輔の系統について「元宗―光清」の流れを指摘している。

(20) 「大乘院寺社雑事記」十一『増補統史料大成』、文亀二年四月三日条

(21) 「足利義澄御内書」「柳川大友家文書」(大友書翰第七号―七。以下足利義澄御内書は、第七号の番号を示す)『大分縣史料』二十六卷所収

(22) 永正八年五月十二日「小笠原元宗書状」(大友書翰第二十号―九。以下小笠原元宗書状は、第二十号の番号を示す)『大分縣史料』二十六卷所収

(23) 永正五年二月二十四日「足利義澄御内書」(第七号―六)、永正五年一月二十六日「足利義澄御内書」(第七号―一)参照、『大分縣史料』二十六卷所収

- (24) 「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」『跡見学園女子大学紀要』十六号、一九八三年。「畠山次郎澄重・細川淡路刑部少輔・一色七郎・大館三郎・伊勢さへもん尉貞則・小笠原刑部少輔・同舎弟又三郎・飯川山城守資国・海老名入道宗空・同孫次郎・同又二郎・金子・三上三郎・真下大郎・本郷宮内少輔・同三郎・松田豊前守頼亮・飯尾大和守元行、各御供申。」が義澄の近江没落に従った人々としてあげられている。米原氏は(3)前掲書の中で、「寛政諸家系図譜」の六郎兵部少輔元統が、足利義澄近江下向に従って、義澄没後小田原へ下向したとする記述を一応肯定した上で、六郎兵部少輔が小田原へ下向した時期を検討している。しかし「寛政諸家系図譜」の記述が誤りであることは、『不問物語』が示す通りである。『後鑑』の犬追物記事(表3参照)に見られるように、六郎兵部少輔の系統は「寛政諸家系図譜」の記述と異なり、永正五年以降嫡流備前守、傍流刑部少輔家に代わり、京都での犬追物に六郎(播磨守系統)が頻出する。
- (25) 永正七年十月十日「足利義澄御内書」 「柳川大友家文書」(第七号一五)『大分縣史料』二十六卷所収
- (26) (永正八年)四月十日「小笠原澄長書状」(大友書翰第二十二号一)『大分縣史料』二十六卷所収。包紙に「小笠原又三郎澄長」とあることから、『不問物語』にある元宗の舎弟又三郎は澄長であることがわかる。
- (27) 「柳川大友家文書」(大友記録十七)『大分縣史料』二十六卷所収。外山幹夫「大友氏の分国法」『大分縣地方史』三十一号、一九六四年も参照。
- (28) 「大内系図」別本(『統群書類従』第七輯下 系図部)では「與義興一腹也、有胡越、至豊後奔還俗、加冠、大内太郎殿、字高弘」とある。高弘の名は足利義澄(還俗当初、一時義高と名乗る)の偏諱拝領によるものであろう。
- (29) 福田前掲書所収「室町幕府の奉公衆(一)」
- (30) すべての番帳は『群書類従』第二十九輯 雑部に所収。
- (31) 『群書類従』第二十九輯 雑部に所収。『後鑑』にも記述あり。
- (32) 設楽薫「足利義尚政権考」『史学雑誌』第九十八編二号、一九八八年
- (33) 二本前掲書前掲論文

(34) 設楽註(6)論文

(35) 今谷前掲書所収「京兆專制」

(36) 註(20)に同じ。記録では「卅八」だが、延徳元(一四八九)年に十六歳で細川政元の犬追物に参加しているのが「廿八」の誤りであろう。

(37) 永正十三年の正月的始(新訂増補国史大系『後鑑』所収)では依然「小笠原又六」を名乗る。小笠原刑部少輔家の光清は「文亀初在京三年、傳弓馬之術於小笠原家矣、小笠原刑部少輔光清遣書於久隆」とあり、文亀年間北郷久隆に対して光清が故実伝授を行っていた形跡が分かる。光清の京都における活動を示すものである。「旧記雜録附録 一」、『鹿兒島県史料』(一九八七)所収「御支族列」(一三八八号)。

(38) 『實隆公記』(続群書類従完成会)

(39) 永正四年十二月二十六日石原清助・中村玄盛連署書状「蛭川家文書」、『大日本古文書』十四所収。国増とは惣領家の又六(後の植盛)であろう。

(40) 「諸家文書纂載」(新訂増補国史大系『後鑑』所収)には細川氏の永正三年丹後一色氏攻略の感状として、細川澄之から小笠原又三郎に充てた書状がのる。

去廿四日子刻、於丹後國宮津城攻口、如願寺跡合戦、一番打太刀被疵、殊其振舞拔群之由、注進到來候、神妙之至、感悦無極候也、恐々謹言、

九月廿八日

澄之

小笠原又三郎〔澄長〕殿

(41) 永正七年十月十日「小笠原元宗書状」(大友書翰第二十号一六)、『大分縣史料』二十六卷所収

(42) 福田前掲書註(6)論文

(43) 天文元年七月二十日「熊谷家文書」一一八号『大日本古文書』所収

就江州 公方様御入洛之儀、度々被成 御下知候條、相應之忠義無余儀存候之處、依大内造意、于今相滞候、近日猶以惡行令顯然之條、

近々豊筑発向之覺悟候、然者、連々如申談候、其堺之儀、無油斷御調儀、併可為御忠節候、武田光和、尼子經久、別而申合候、海上之事、河野通直、宇都宮、村上宮内大輔申合候、猶小笠原刑部少輔方可被達候、恐々謹言、

七月廿日

義賢(花押)

熊谷民部少輔殿

- (44) 大友義鑑書状「大友家文書録 二」(八八五号)『大分縣史料』(32)第二部補遺。以下「大友家文書録 二」『大分縣史料』三十二卷とする。
- (45) 大友義鑑書状「大友家文書録 二」(一〇五五号)『大分縣史料』三十二卷
- (46) 諏訪長俊・龍眠庵東興連著書状「大友家文書録 二」(一〇九二号)『大分縣史料』三十二卷。「旧記雜録附録 二」『鹿兒島県史料』(一九八七)所収「御支族列」には、天文九年から十六年の間と見られる新納忠勝宛の書状に小笠原晴長の名が見える(二七六号)。
- (47) 大館晴光奉書「大友家文書録 二」(一〇八〇号)『大分縣史料』三十二卷
- (48) 「秘聞書条々」 「大友家文書」 『増補訂正編年大友史料』三十
- (49) 「旧記雜録前編 二」 『鹿兒島県史料』(一九八〇)には、志布志の新納忠勝宛の故実免許状、起請文等が数点収録されている。これらは天文二年小笠原光清が日向国鶴戸神宮參詣の折に新納氏に招かれて弓馬故実を伝授した際のものである。豊後(九州)を中心とした故実家としての活動の一端を知ることができる。

(50) 佐藤(3)前掲書参照。

(51) 今谷註(7)論文、前掲書所収「京兆專制」。矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』塙書房、一九九八年、序章「研究史と分析方法・史料分析法」。

※ この報告は別府大学大学院文学研究科に提出した平成十年度修士論文の一部を加筆修正したものである。

(大分県公文書館)